

高岡市体験農園農地貸付規程

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の市民等が野菜、花等を栽培して、自然に触れ合うとともに農業に対する理解を深めること等を目的に、高岡市体験農園（以下「農園」という。）において市が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 貸付けは、市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び市の貸付農地についての使用及び収益を目的とする権利の種類は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付期間及び貸付けに係る貸付料は、次の表のとおりとする。

貸付農地	貸付期間	貸付料
		区画／年（円）
福岡地区	1年（4月～3月）	3,000

(2) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、市に、貸付農地の貸付料を貸付契約の際に前納するものとする。

2 貸付農地において借受者は、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 草花又は野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
- (4) 樹木を栽培すること。
- (5) 貸付農地を第三者に転貸すること。
- (6) 近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等により近隣の住民及び他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (7) 廃物、汚物又は資材等の農作物の栽培に必要としない物の搬入及び耕土を搬出すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

(募集の方法)

第5条 借受者の募集は、市広報等に掲載するほか、掲示等による一般公募によって行うものとする。

2 募集期間は、原則として当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の60日前から30日間とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、原則として前条第2項に規定する募集期間内に地域振興交流課に使用許可申請書を提出するものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、高岡市内又は隣接する市町内に住所を有する者とする。

(選考の方法)

第7条 市は、申込者のうちから貸付適格者を選考し、貸付決定するとともにその旨を借受者に通知し、貸付契約を締結するものとする。この場合において、申込者の数が募集をした区画数を上回る場合は、抽選により貸付選考対象者を決定するものとする。

2 貸付区画は、原則として1借受者（1世帯）につき1区画とし、農園の区画に残余が生じた場合に限り複数の区画を希望した借受者について、適正な区画数を追加配分することができるものとする。

(貸付農地の管理)

第8条 貸付農地の適切な維持・管理は、借受者が責任をもって行うものとする。

(利用器材等の負担)

第9条 農園を利用するために要する資材、種苗、肥料、薬剤等に要する経費は、原則として借受者が負担するものとする。

(貸付契約の解約)

第10条 市は、次に該当するときは、貸付契約を解約することができるものとする。

(1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき。

(2) 借受者が第4条第2項に掲げる行為をしたとき。

(3) 借受者が貸付け農地を正当な理由なく耕作しないとき、又は2箇月以上農園を放置したとき。

(4) 借受者が市の指示に従わず、又は借受者としてふさわしくない行為があった

とき。

(5) 農園の管理運営上、特別な事情が生じたとき。

(貸付けの中止)

第11条 市は、農園の管理運営において特別な事情が生じたときは、新たに貸付けは行わないものとする。

(貸付農地の返還)

第12条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が満了したとき、又は第10条の規定により解約されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、返還しなければならないものとする。

(立退き料及び代替用地の不对応)

第13条 第4条第1項第1号の規定による貸付期間の満了及び第10条の規定による貸付契約の解約にあつては、立退き料及び代替用地の請求には応じないものとする。

(貸付料の不還付)

第14条 借受者が既に納めた貸付料は、還付しないものとする。ただし、借受者の責めに帰さない理由により貸付けができなくなったとき、又は市が相当な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができるものとする。

(損害賠償)

第15条 市は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間の満了若しくは第10条の規定による貸付契約の解約、天災、病虫害、盗難及びその他の原因によって発生した農作物、器材等の損害又は事故に対して、一切その責任を負わないものとする。

2 借受者は、借受者の責めに帰すべき理由により農園の施設等を損傷又は撤去等し、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(農園の環境整備等)

第16条 借受者は、次に掲げる事項を厳守しなければならないものとする。

(1) 借受者が使用している区画又は施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ゴミは持ち帰るなど他の借受者と協力して農園内の環境の整備、保全に努めること。

(2) 農園内の環境の整備や清掃等円滑な農園運営を図るため、隣接の借受者等とは、常に友好関係の維持に努めトラブルを起こさないこと。

附 則

この規程は、平成15年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	所在	地番	地目		面積 (㎡)	貸付主体が 貸付農地に 対して有する 権利	貸付内容		
			登記	現況			区画	個数	区画 面積
1	福岡町 荒屋敷	54	田	田	870	賃借権	20	20	42
2	福岡町 荒屋敷	415	田	田	971	賃借権	20	20	46
計	—	2筆	—	—	1,841	—	40	40	1,760